十一　教育関係職員その他の関係者に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十二　看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

第四十三条　削除

第四十五条第五号中「第四十七条第七号」を「第四十七条第八号」に改める。

第四十六条第二号及び第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第四号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改め、同条第六号及び第七号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加える。

第四十七条第一号中「並びに教育職員の養成のための教育」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第二号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第三号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改め、同条第五号中「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改め、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第五十条第一号中「初等中等教育局及び」を「総合教育政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第五十二条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める。

第九十九条第二号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（初等中等教育局参事官の所掌事務の特例）

6　初等中等教育局参事官は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年十月十六日から施行する。

（中央教育審議会令の一部改正）

2　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において」を加える。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十八号

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　新潟県岩船郡粟島浦村、長野県下伊那郡大鹿村及び和歌山県東牟婁郡古座川町 ロ　大阪府豊能郡豊能町、奈良県吉野郡野迫川村及び上北山村並びに和歌山県新宮市及び伊都郡高野町 ハ　和歌山県西牟婁郡白浜町	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第十九号、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一